

第524回（定例）福崎町議会会議録

令和8年3月5日（木）
午前9時30分 開 議

○令和8年3月5日、第524回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 14名

1番	中田貴子	8番	田中康智
2番	牛尾成利	9番	住谷庸子
3番	牛尾雅一	10番	北山智恵
4番	大住文子	11番	前川裕量
5番	三輪一朝	12番	城谷英之
6番	吉高平記	13番	植岡茂和
7番	小林博	14番	竹本繁夫

○欠席議員（なし）

○事務局より出席した職員

事務局 長 澤田和也 主 事 阿保佑夏

○説明のため出席した職員

町 長	尾崎吉晴	副 町 長	近藤博之
教 育 長	高橋涉	公 営 企 業 管 理 者	福永聡
技 監	津田知宏	町 参 事 兼 総 務 課 長	岩木秀人
企 画 財 政 課 長	蔭谷秀樹	税 務 課 長	岡本昌文
地 域 振 興 課 長	成田邦造	住 民 生 活 課 長	山本克典
福 祉 課 長	小幡伸一	ほ け ん 年 金 課 長	西村由紀子
農 林 振 興 課 長	山下勝功	ま ち づ く り 課 長	増山剛
上 下 水 道 課 長	橋本繁樹	会 計 管 理 者	福永知美
学 校 教 育 課 長	吉高美鈴	社 会 教 育 課 長	木ノ本雅佳

○議事日程

- 第 1 閉会中の継続調査報告
- 第 2 質疑
- 第 3 特別委員会の設置
- 第 4 委員会付託
- 第 5 議員派遣

○本日の会議に付した事件

- 第 1 閉会中の継続調査報告
- 第 2 質疑
- 第 3 特別委員会の設置
- 第 4 委員会付託
- 第 5 議員派遣

開 議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。
定足数に達しております。

日程第1 閉会中の継続調査報告

議 長 それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、配付しております議事日程に記載のとおりであります。
日程第1は、閉会中の継続調査報告であります。
各委員会の活動について、委員長に報告を求めます。
総務文教常任委員会、吉高委員長。

吉高総務文教 皆様、おはようございます。

常 任 委 員 長 ただいまから総務文教常任委員会の議会閉会中の継続調査について報告いたします。

委員会は、去る1月20日及び2月17日の2回実施しました。

委員会では、所管の担当課から報告を受け、委員会としての所管事務の調査を行いました。調査の結果につきましては、配付されております委員会調査報告書のとおりですので、質疑において主なところを補足いたします。

1月20日です。

総務課の町制施行70周年記念キャッチコピーの募集についてです。

委員から「キャッチコピー募集で5,000円相当の副賞とありますが、それは何か」の質疑では、総務課長の答弁は「町の特産のもち麦の商品である」とのことでした。

また委員から「キャッチコピーは、最近テレビでAIを使って賞をもらった件が話題になっているが、その対策について」の質疑があり、総務課長の答弁は「内部で議論にはなったが、そこまでの具体的な対策というのは今のところ考えていない」とのことでした。

次に、企画財政課の福崎町ホームページトップ画面のリニューアルについてです。

委員から「議会バナーが以前のようにトップ画面でワンクリックできるような形にしてほしい」との要望があり、企画財政課長から「トップページ上にバナー広告みたいな感じを出すこともできるので検討します」との答弁があり、その後対応されました。

また委員から「ホームページでは福崎町はもちむぎと妖怪のまちになっているが、柳田國男先生の生誕の地のクローズアップについて」の質疑があり、企画財政課長からは「ホームページのトップの画像については随時更新していきます。柳田國男先生のアピールも検討していきたい」との答弁がありました。

次、税務課の滞納者宅への電話催告についてです。

委員から「電話催告で12月末までに20の方が収納されましたが、収納されていない人の理由とか個別相談等の考え方について」の質疑があり、税務課長の答弁は「67の方に電話をかけ、20人が納入。対応方法として来庁約束、家族等に伝言、留守番電話メッセージなどのほかに、不在等でつながらなかった方が23人、電話したが番号が使われていないというのが3件。今後も

調査等を含めて継続して進めてまいりたい」とのことでした。

次に、学校教育課の福崎西中学校 学校支援「毎日オープンスクール」についてです。

学校教育課長から、昨年の9月以降、警察案件となっている事例も含めて一部の生徒に指導不服従という生活上の課題があり、PTA理事会の意向として、保護者が生徒を見守る「毎日オープンスクール」の提案があり、12月15日開始。3学期からは、学校長からの依頼で民生・児童委員、区長、補導委員、学校評議員様などに対して従来のを拡大し、現在実施しているとのことでした。

委員から「委員会に対する報告が遅過ぎるのではないか」という趣旨の質疑がありました。これに対して教育長から「過去にも何度か指摘されて、今となっては言い訳になりますが、西中では日々小さなトラブルや出来事を含めて生徒指導上の課題が立て続けにありました。そして対応に追われて報告の機会を逸しました。決して隠しているわけではありませんが、議員の皆様、協力していただいている方々にも非常に迷惑をかけていることを反省しています。教育長として力量が及ばないところがありますが、臨時の総務文教常任委員会とか区長会や消防団、PTAなど各種団体への協力依頼については考えが及んでおりませんでした。今後教訓にしたいと反省しております。また、生徒の個人情報等に気をつけながら、必要と認められる事案については、早めに途中経過を含めて報告していきたいと思っています」との答弁がありました。

委員から「教育委員会として教員を支え、教員が頑張れるような支援方策を模索しているとありますが、どのような形で考えられていますか」との質疑がありました。教育長から「学校教育課の指導員の手が空いているときは応援に行き、4月以降は学習支援員として1名西中の該当学年への増員を検討しています。そして事あるごとに校長と相談しながら対応をしてほしいと校長を通じて励ましてもらっています」との答弁がありました。

次に、社会教育課のエルデホールの委託契約についてです。

委員から、当初予算が500万円、さらに補正で120万円つくことについての質疑があり、副町長から「委託契約についてメスを入れること、このことについては行革の中や一般質問でもいただいています。過去からも町の直営や、簡単な照明操作は検討したことがあります。ただ業者を入れている中で、職員と業者の業務分担はなかなか難しい」との答弁がありました。

委員から「何かイベントをしたら基本的には舞台、音響、照明とか必ず要るので、本来なら施設の使用料の中で賄うべきです。減免して使用料を取らず、舞台、音響、照明の人は配置して、それも福崎町が負担した上で無料で使ってもらうことが赤字の根本原因だと思います。本来なら、リハーサルとか練習のときも使用料の7割とか、普通ホールでは取るべきでは」との質疑がありました。副町長から「全部町が持っているから5,000万円ほどの赤字になるため、それ以外に財源を取ろうと思えば、もう使用者から取るしかないと思います。それがいいのかどうかという検討が今後必要かだと思います」との答弁がありました。

次に、2月17日です。

総務課の地域手当について。

総務課長から、地域手当については、行政改革を実施する中で町職員も一定の我慢をすべきとの考えであり、福崎町は4%のところ2%に据え置くことを職員組合にも説明して理解を得て、令和8年度予算ベースで削減額としては約2、

800万円となることの報告がありました。

次、税務課の確定申告についてです。

委員から、委員会の前日の2月16日から始まった確定申告についての状況確認があり、税務課長から「今年についてはいろいろと改善しました。事前予約の制度のほか、広報、ホームページなどで前半はどうしても混み合うので平準化してご来場くださいと周知した結果、昨日は混乱なくスタートしています」との旨の答弁がありました。

次、学校教育課の令和7年度認定こども園入園申込み状況についてです。

委員から「受入れ人数というのは、現在の人数が福崎町で最大か、あるいはもう少し増やすということは可能か」との質疑があり、町長から「施設規模で受け入れられないという場合は、急に造成するわけにもいかず、致し方ないかもしれませんが、職員の増員で対応可能ということであればぜひ採用してやっていきたい」との答弁がありました。

次、西中の様子です。

委員から「2月17日現在の状況、生徒、先生、職員の皆さんの気持ちとかその辺りはどうか」との質疑がありました。教育長から「職員は非常に疲れています。疲弊しておるのが現状です。授業や生徒の状況は、3年生は友達に迷惑をかけたらいけないということで教室におり、迷惑をかけないようにしています。仲間思いの気持ちで生活してくれていますとのことでした。2年生は特に生徒指導上の課題は聞いていません。1年生はまだ不安な状況ですが、授業中に廊下に出る生徒はかなり減ったと聞いています」とのことでした。そして「オープンスクールの在り方も、身体的接触をしないなどのルールを職員室の受付で聞いてもらい、納得されればお願いし、終わったら感想があれば書いてもらうというような取組で進めています。学校としてはPTAの理事会に任せようと、尊重しようというスタンスで臨んでいます。PTAの理事会では、臨時のPTA総会をせず、3月の1年生、2年生の学年懇談会で現状の報告をしてはどうかという状況になっています」との答弁がありました。

次に、社会教育課の住民参画事業についてです。

委員から、エルデホールでの住民参画事業の販売状況、さらに福崎町が財政的にも厳しい中で、住民も他市町の人も同じ価格で取り扱い、赤字は福崎町住民の税金で負担している状況についての改善について質疑がありました。教育長から「できるだけ早い時期に町民さんに何らかのメリットがあるような販売方法を考えていく予定にしています」との答弁がありました。

委員から「公共施設の料金の見直しで、例えば青少年野外活動センターでは昨年エアコン空調を設置した件で、来年度予算で、利用料金を何も上げてきていないのはなぜか。ほかの体育館もそうですが、野外センターは特に住民よりも町外の方の利用が多いとのこと。町外の利用者負担が少なく町民の負担が多い。ましてエアコンの空調を入れた、今のままの料金でいいのか」との質疑があり、社会教育課長は「野外活動センターは今、料金の改定について検討を進めているところで、ほかの社会教育課の施設についても、令和8年度に見直し等も検討しており、それらの施設と整合性を図るようにしている」との答弁がありました。教育長は「考え方としては、令和7年度に山小屋の電気代がどれだけ上がったか、令和6年度に比べて上がった分が何%かを割り出し、令和9年度からの山小屋利用料に入れていこうと考えています」との答弁がありました。

以上で、総務文教常任委員会の議会閉会中の継続調査報告を終わります。

議長 次、民生まちづくり常任委員会、三輪委員長。

三輪民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会から議会閉会中の継続調査について報告申し上げます。
常任委員長

委員会調査報告書を提出しておりますが、特筆すべき部分を述べさせていただきます、委員会報告とさせていただきます。

委員会は、1月21日及び2月18日に開催し、所管各課から報告を受けました。

まず、1月21日開催の委員会報告です。

福祉課からは、福崎町社会福祉協議会が指定管理者である第2老人デイサービスセンターすみよしの郷で実施している認知症対応型通所介護事業について、令和8年3月31日をもって廃止するとの報告がありました。認知症対応型の通所介護利用料の負担は、一般のデイサービスの1.5倍となること及び認知症の方も一般のデイサービスを利用できることなどから、平成28年の利用を最後に、現在まで約10年間利用者がいないことから、廃止しても特に影響はないと見込まれるとの説明がございました。

ほけん年金課です。

子ども・子育て支援金制度について説明がございました。

この制度は、社会連帯の理念を基盤に、子ども・子育て支援を全世帯、全経済主体が支え、必要な年間3.6兆円のうち、1.0兆円の財源を確保するために令和8年度に創設されるものであって、令和8年度では、国民健康保険、後期高齢者医療などから、1人1か月当たりの負担額を、国保で250円、後期高齢者では200円とし、令和10年度まで段階的に引き上げるとの説明がございました。

次、地域振興課です。

ふるさと応援寄附金の令和7年12月末時点の集計報告がございました。件数は5,188件で1億382万円余の寄附を受け、前年度比489件の増、寄附額は123万円余増加したとのことです。返礼品で多いものは、マンダム製品で3,818万円余。但馬ビーフはまだの但馬牛は1,039万円余です。返礼品では米に期待をしていたが、残念ながら大きく見込みを下回ったことについて、ふるさと納税プロジェクトチームで検証し、今後につなげたいとする趣旨の説明がありました。令和7年度目標額は、1億5,000万円でしたが、3月末は1億2,000万円が見込まれるとの説明でした。

次、上下水道課です。

委員から「浄化センターの改築工事実施設計は、下水道事業団による入札であるが、福崎町が直接入札できないのか」との問いに対しては、「下水道事業団は、浄化センターの構造等を熟知していること、福崎町では入札でき得る知識、技術力、設計能力を有していないことから、下水道事業団に委託している」との趣旨の説明がございました。

住民生活課です。

昨年12月26日に、工業団地協議会から町及び議会宛てに、公害防止協定の廃止をお願いしたいとする旨の要望書が提出されたとの報告がございました。要望書の受理は初めてではないとのことです。要望の趣旨は、近年、国や県の環境関連法令が整備・強化され、企業としても当然それらを遵守し、環境の保全体制が向上していること。また、公害防止協定における制約は重複的かつ非効率であり、国・県の関連法令に基づく運用に一本化したいとのことでもあります。

委員から本要望書の受理以降に考えられる手順についての質問があり、「工業団地協議会、町、議会、地元自治会の間で十分な協議を重ね、一定の結論を出したい」とする旨の答弁がございました。

次に、2月18日開催の委員会報告です。

ほけん年金課です。

国保システム標準化に係る基幹系システムの標準化作業が次年度に順延するため、歳入、歳出とも1,173万円を減額し、補正予算を予定しているとの説明がございました。

委員から国保財政への基金投入に係る質疑があり、「国保の基金については、県営による統一化となって以降に町から県への納付金について、県が清算制度を導入することから、基金をゼロにすることはないと考えられる」との答弁がありました。

次に、委員から国保保険税収の当初計画との差異について質問があり、「計画は令和5年度所得で算出し、賦課は令和6年度所得となるので、その差異が税収増要因と考えられる」との答弁がございました。

地域振興課です。

もちむぎ食品センターの第3四半期事業報告がありました。営業利益は、役員報酬の減額及び従業員2名の退職が主因であって、これにより前期と比較し、約300万円改善し、32万円の利益が生じたとのことでありました。来季以降の5か年の収支見込みは、年平均250万円程度の営業損失が見込まれることから、每期300万円の指定管理料を投入する計画であるとの説明がありました。

次に、旧中小企業大学校関西校の不動産売却に係る中小企業基盤整備機構の取組に係る説明がございました。令和6年3月末に同校が閉鎖し、同年8月に行われた入札でありましたが、この参加者がなかったこと、そして最低売却価格を見直しての入札公告を令和8年2月とすること、そして入札に係る手順の中身として、参加申込書となる企画書の提出が求められ、この締切日程そして役場、商工会を構成員とする評価委員会を開催し、評価委員会合格者による価格競争入札を経て、物件引渡しを6月に計画しているとのこととございます。

次、まちづくり課です。

土地明渡請求事件に係る説明がございました。

被告は占有している本町土地、福崎財産区土地を明け渡していないことから、2月10日に裁判所執行官が占有土地の明渡しに伴い、車両撤去の催告に係る公示書を現地に示しているとのことです。公示書にかかわらず、土地の明渡しがない場合は、3月10日から約1週間を要して、裁判所執行官が立ち会い、強制撤去に係る執行を行う予定であるとのことです。

委員から「強制撤去にかかる費用は請求できるのか」との問いに対しては、「被告の財産を差し押さえるなどの手段を想定している」との答弁がございました。

住民生活課です。

公害防止協定に基づく協議事項は3件で、委員会ではそれぞれ了承することといたしました。

1件目は、デービー精工株式会社の空調室外機更新工事ほかです。2件目は、福伸電機株式会社福崎工場の200トン順送プレスライン導入工事ほかです。3件目は、キョーリンフード工業株式会社、配合粉碎棟生産設備設置工事です。

以上で、議会閉会中の民生まちづくり常任委員会の継続調査報告を終わります。

議長 次、議会広報常任委員会、田中委員長。

田中議会広報 ご報告に先立ちまして、先ほど議場で不規則な機械音を発生させてしまいました
常任委員長 したこと、おわび申し上げます。

では、議会広報常任委員会の閉会中の報告をさせていただきます。

委員会は、12月23日、1月16日、1月23日、1月29日の4回開きました。

委員会では、議会だより177号の内容について編集を行いました。紙面に表示し切れない図面とか二次元コードを用いることで、興味のある方には詳細な情報を見ていただけるよう工夫を凝らしました。また、読みにくい、また理解しにくい行政用語は分かりやすく言い換えるなど、読みやすい議会だよりになるように心がけました。中でも、このたびの内容にはですね、大きな数字が並んでおるといふことありまして、このような数字をどのように表記すれば読みやすいか、こういったところに意を用いました。

今回の表紙及び裏表紙は火の見櫓の特集をしまして、ふだんあまり意識が向かないところ、町民の皆さんにですね、関心を持っていただきたいという思いで紹介を行っております。

以上で、議会広報常任委員会の継続調査報告を終わらせていただきます。

議長 次、議会運営委員会、前川委員長。

前川議会 議会運営委員会から議会閉会中の所管事務調査報告を行います。

運営委員長 委員会では12月26日に第521回12月定例会の反省と課題の検討をし、協議をいたしました。

次に、1月22日、第522回臨時会の運営について協議し、会期は1月22日木曜日の1日間とし、委員会付託を省略して本会議即決とすることを確認いたしました。

次に、2月9日、第523回臨時会の運営について協議し、会期は2月9日月曜日の1日間とし、委員会付託を省略して本会議即決とすることを確認いたしました。

次に、2月24日、第524回3月定例会の運営について協議し、会期は3月3日火曜日から3月25日水曜日までの23日間とすることを協議いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。

議長 次、行政改革調査特別委員会、吉高委員長。

調査 行政改革調査特別委員会から議会閉会中の継続調査について報告いたします。

特別委員長 委員会は去る1月22日に実施しました。

委員会では、所管の担当課からの報告を受け、委員会として所管事務の調査を行いました。調査結果につきましては、配付されております委員会調査報告書のとおりですので、質疑において主なところを補足いたします。

まず、福崎町第7次行政改革大綱及び実施計画（案）に対する意見募集、パブリックコメントの結果と対応方針についてです。

委員から「意見を出されてきた方へ返事を出すのではなく、あとでホームページで公表してそれを答えとして提出者に対しては返すのか」との質疑があり、企画財政課長からは「ホームページにて回答に代える」との答弁がありました。

委員から「結果として3人、9件ということですか。これがパブリックコメントの全ての数字です。各地区で回覧文書としても回覧し、町のホームページでも公開した上でこの数、どのように評価されているのか」との質疑があり、尾崎町長からは「こういった第7次行政改革大綱等の見直しをしているということ

は住民の皆様には一定の周知ができたかと思いますが、この3人については、やはりいろんな面で町の行政、福祉等々について関心をお持ちの方であったなと思っています。これを3人が多いか少ないかということはなかなか判断がつきにくいのですが、こういった意見を出していただいたということは大変感謝している」との答弁がありました。

委員から「資料の工夫とかその辺りについての反省すべき点はなかったのか」との質疑があり、副町長から「3件が少ないというご意見ですが、いろいろな計画でこれまでパブリックコメントをしてきております。その実績からしまして妥当かなと思っています。事業名も出して回覧もしています。興味のある方はこうして意見をいただいていますから、これ以上の工夫というのは今後考えてはいきますが、今回が少なくてもっと改善しなければならなかったというように思いまでは至っておりません」との答弁がありました。

委員から「パブリックコメントの意見をもって放課後デイサービスの廃止検討はやめるということか」との質疑があり、町長の答弁は「今はパブリックコメントを受けて対応方針を発表するところで、まだ協議中だと一旦はさせていただきたい」とのことでした。副町長は「今はホームページで回答として公表し、最終的に行政改革懇話会にも説明して、意見を聞いて、大綱と実施計画で実施内容という形で公表します。最終的にはそこで削除するというところで理解いただきたい」とのことでした。

また委員から「世帯数が約8,100戸くらいで、その中から3人の意見ということで0.038%になります。先ほど副町長からこんなものかなという話でしたが、パブリックコメントをするときの回答の目標値みたいなものはなかったのか」との質疑があり、副町長の答弁は「それに目標値というものは持っていません。いろいろな計画でパブリックコメントをしています。できるだけ周知して、多くの方に見ていただきたい。町民さんに本当に興味があったからこそ見ておられることだと思います。そこで目標値というのはなかなか難しい」とのことでした。

2つ目の項目です。福崎町第7次行政改革大綱及び実施計画（案）、別紙の行政改革検討事業一覧について。

企画財政課長から、行政改革調査特別委員会、行政改革懇話会、パブリックコメント等でいただいた意見を踏まえ、検討した結果、最終案の福崎町第7次行政改革大綱及び実施計画（案）、【別紙】行政改革検討事業一覧の案を提出していることについて、特に今回の変更点として2点報告がありました。

まず1点目は、デイサービス利用者負担軽減助成金の廃止検討そのものを削除していること。2点目、長寿祝金は前回、別紙では令和8年度から廃止で年間316万、5年累計で1,580万の削減金額としていましたが、長寿祝金廃止の代替措置として、77歳の方に対してインフルエンザの予防接種を無料で実施する旨の説明がありました。

委員から、福崎町の給食費の無償化についての質疑がありました。町長の答弁は「中学校の給食費は続けていこうという中で、今後の財源は、国からの支援がない場合はふるさと納税を充てていくしかないという思いではおりました。ただ、給食費の無償化については小中学校の無償化を進めていくということが政府ほか3党の合意で進められており、今回は小学校だけになりましたが、次は中学校が検討されると私は思っております。そのことはできるだけ早く国の責任でやってほしいということをお願いしていきたい」とのことでした。

委員から、投資的経費に関する改革、いわゆる先送りとかエルデホールの関係

とか、学校の施設の整備計画とか、町道高橋西治線の関係とか、そういうものはそのまま先送りで日程にも入っていないということになっていることについて質疑がありました。副町長の答弁は「公共施設の関係につきましてはこれまでも議論がありましたように、大綱や実施計画の中ではうたっておりますが、個々のものがこの行革の対象になっていないということをおっしゃっていると思っています。これにつきましては、別途、それぞれの施設についても検討を進めながら取り組んでいきたいと思っております。この計画に具体的に上がらなくてもそれはまたいろいろ委員会に報告しながら取組を進めていきたいと思っております」とのことでした。

委員から3月末までのスケジュールについての質疑がありました。企画財政課長から「2月に行政改革懇話会を行います。それで最終この同じ案をお示しして、それから意見書を3月にいただきます。いただいた後、3月中をもって、これらを福崎町第7次行政改革大綱及び実施計画（案）、【別紙】行政改革取組内容一覧というものを原本とする予定で、広報には3月に決め、4月号に載せる予定です」との答弁がありました。

委員から、第7次行政改革の進捗管理についての質疑がありました。結論としては、行政改革調査特別委員会は、第7次行政改革大綱、実施計画の立案等が終われば終了する。そして第7次の本番が始まる令和8年度以降は、総務課や企画財政課等を所管する総務文教常任委員会で進捗管理をするかどうか、今後は議長、副議長、議会運営委員長などを含めて検討することになりました。

以上で報告を終わります。

議 長 以上で、各委員会からの閉会中の継続調査報告を終わります。

日程第2 質疑

議 長 日程第2は、議案に対する質疑であります。

議案番号順に進めてまいります。議案によっては複数で質疑を受ける場合もございますので、あらかじめご了承ください。

それでは、報告第1号、議会の委任による専決処分報告について（（南大貫）宮の池改修工事）について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第6号、福崎町もちむぎのやかたの指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第7号、福崎町議会議員及び福崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第8号、福崎町職員定数条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

7 番 職員の総定数はですね、変えないでというふうなことだったと思うんですが、これで過重労働になるとか、そういうような点は出てこないんでしょうか。

総務課長 選挙管理委員会につきましては、現在、課長と行政係長と、あと行政係の主事という形の3人で兼務をいたしております。選挙の期間におきましては、それ

に加えて課長補佐ともう1人の行政系の職員という形で、5人で同じ事務を薄めるというか、広げてやっていくことで、より選挙事務が安定してできていくものというふうに考えております。公平委員会につきましては現在1人という形でございますが、現状、既に議会事務局の3人で事務を分担してやっている部分がございますので、現状に合わせてという形で考えておるものでございます。

7 番 私の質問はですね、過重労働にならないかと、兼務が多くなってですね、そういうことにならないよという趣旨の質問、ならないならならぬ、なるならぬという、影響があるならある、そういう答えの仕方をしていただきたいんですが。

町 長 選挙になりますと、もう実際問題はもう総務課挙げて、もう一つ言えばもう全庁挙げてやっております。この兼務辞令を出しているのが3人であったということなんですが、やはり総務課の中で一体的に頑張るやろうということで、5人に兼務辞令を出して、あなたもちゃんと選挙事務に携わる人間なんですよというふうにするためにこの定数条例を上げさせていただいております。内容としては何も過重労働になるとかいうんじゃないしに、今までどおりみんなで力を合わせて選挙事務にあたっていくとするものでございます。

議 長 ほかに質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第9号、福崎町公営企業管理者の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第10号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありますか。

7 番 行政改革を進める、財政難だということを強調されておるわけですが、これ1年1年こんな形ですということよりもですね、行政改革をやれば、制度として住民へのサービスはマイナスになる部分も出てきておるわけですね。あるいは住民負担が増えるという部分が出てきております。これはずっと続いていくわけですから、この1年1年のこういうふうな格好での、言わば、言葉は悪いですが、ごまかしのですね、ことになりはしないかというふうにはちょっと感じるんですね。ですから、基本額を検討するという、そういう考え方になぜならなかったのかという、その点についてお伺いをいたします。

町 長 私、いつも申し上げていることなんですが、給与報酬というものは、特別職・一般職にかかわらず、大変大事なものだというのが基本的な考え方でございます。今回も引き続き削減の提案をさせていただきましたというのは、令和8年度から行政改革を始めるという中でですね、やはりもう今年度もですね、これは続けていくということは必要だと思いました。一般職員もですね、地域手当、人事院勧告では4%にということもあったんですけども、これもですね、行政改革で住民の皆さんに負担をかけることもあるということで説明をして了承をさせていただいたということがございまして、そういうことがあったということでございます。基本額云々のことにつきましては、これは特別報酬審議会というので議論することになるかと思えます。でも、今の状況、福崎町の財政状況を考えますと、特別報酬審議会にですね、提案して、議論をして上げるんか下げるんかというようなことをちょっと議論していただける状況ではないのでは

ないかなというのがちょっと今の私の判断でございます。今、働き方改革で、職員の人件費なんかもいろいろと考えていかなあかんという中でですね、今はその報酬審議会を考えていく時期ではないのではないかと判断をいたしまして、今言ったようなことで、今年は続けさせていただくという判断をさせていただいたものでございます。

7 番 報酬審議会にですね、白紙で適当額を決めてくださいという、そういう諮問の仕方もあるでしょうけれど、現在の福崎町の行革というものが進められている段階でですね、特別職の分についてのこれを減額という、そういう方向での、そういう意思を示しての諮問というのはいないのでしょうか。

町 長 私の経験からはそういった諮問の仕方というのはいないというふうに思っております。他市町の例を見ましても、毎年、必ずそういうのを開いておられるという市町もあるやには聞いておりますが、例えば5年に一回とか10年に一回とかいうようなところもありますし、必要に応じてとかいうところもあります。やはり適切な報酬を検討してくださいというのが、私は報酬審議会の在り方なんだらうというふうに理解をしています。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

1 2 番 私はちょっと違う考え方でして、小林議員とはちょっと違う考え方になるんですけども、減額をして、町長、今までどおりの町政運営、もしくは今が財政悪化しとんで、さらなる考えた町政運営、これを僕は考えていくべきところに町長の減額24万、副町長13万、教育長9万と給料減らした中でそれだけ減らしても、町長、副町長、教育長は頑張っていけるんかということが。減らすだけやったらね、それは僕はあかんと思うんですよ。町民さんは何もそんなこと僕は求めてないと思いますよ。要は、気持ち的にこれはね、選挙、身を切る改革とかいうてね、やっとなところもあるんですけども、そうじゃなしにやっぱり減らす、でも自分の今のこの町政運営に対しては今以上に力を入れて、財政をよくしていくと、そういう試みいうのを今の中でも僕は小林議員が言われた中でも僕は町長がそう言われるんがええんかなと思っただけですけど、町長、どう思われますか。

町 長 城谷議員からですね、去年のこの3月議会でもですね、そんなん、町長が給料下げんでええんやと、もっと働けと、仕事をせなあかんねやということをおっしゃったことを覚えております。そのことも重々承知しております。私、7年度、この行政改革大綱実施計画つくらせてもらいました。議会と一緒にですね、つくらせていただきました。令和8年度、実際にそれが動き出しますという中でですね、私、一生懸命、令和7年度も頑張ってきたつもりでございます。令和8年度は必ずこの行政改革大綱実施計画をやり遂げなければならないという決意でおるところでございます。もうその思いは十分に持つておるんですが、やはり住民の皆さんと一緒にですね、この厳しい財政状況の中を乗り越えていかなければならないという思いもございまして、今回は引き続いてですね、報酬の削減ということをさせていただきましたが、仕事はですね、削減した、しないにかかわらず、もう一生懸命やらせていただいて、財政の健全化に向けて頑張っただけでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1 2 番 高市総理が働いて働いて働いて働いてまいりますと言うように、町長も僕はそうやるべきであると、このように思います。

以上です。答弁いいです。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第11号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第12号、福崎町環境保全基金条例を廃止する条例について、質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第13号、福崎町消防団条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第14号、福崎町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。
- 1 2 番 このインフルエンザワクチンのこの自己負担費用いうたらいくら、行革でも話していただいたんですけども、いま一度、すいません、個人負担っていくらなんですか。
- ほけん年金課長 1人1, 500円を負担していただいております、住民税非課税、生活保護世帯の方は無料とさせていただいております。
- 1 2 番 高齢者というんですか、70歳以上、比較になるところでいいんですけども、接種率というのはどれぐらいなんですか。
- ほけん年金課長 近年ではおおむね60%程度となっております。
- 1 2 番 この77歳で想定される人数、これは大体人数はどのぐらいを想定されておられますでしょうか。
- ほけん年金課長 無料になるということも含めまして、この世代につきましては接種率70%と見込んで150人と見ております。
- 1 2 番 では、町としてはインフルエンザ接種、これを推進していくという、そういう気持ちでおられるということですか。例えば接種されない人が今、30%なり40%なりおられるんですけども、その方に対しては77歳は全く何もしないという考え方ですか。
- ほけん年金課長 接種を推奨するといいますか、やはり接種していただくことで、その方にとっても重症化のリスクが下がるというようなこともございますので、受けていただける状況にある方には受けていただくと。実際接種できない体調の方っていうのもあると思いますし、そもそも希望しないという方もあると思いますが、そういった方には直接的な支援というものはこのワクチン接種を無料にすることによって、できないんですけども、ワクチンを打つ方が増えれば、周りでそういった方が増えれば全体的に健康状態が上がるということや、ひいては医療費の抑制にもつながっていくというような考えでございます。
- 1 2 番 分かりました。でね、この福崎町として一番苦手としとるところというのはね、教えるというか、通達するというか、宣伝するというか、そういうことを、もう福崎町非常にええことやんりょんですよ、ほかのことでもね。ええことやんりょんですけども、受けられる方にとってどういような周知をされるつもりですか。
- ほけん年金課長 現在対象となる方、全員65歳以上の方なんですけども、全員にその時期が来たらご案内差し上げているんですけども、そこの通知文に入れることはもちろ

んなんですけども、予診票っていうのを同封してるんですけども、そこに無料というような判子を押すような形で、より分かりやすい状態にしていきたいというふうな考えでは、今のところは思ってます。

1 2 番 それだけじゃなくね、ほかにも分かるように宣伝していただけたらなど。インフルエンザ接種については、よろしくをお願いします。
以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
ここで会議の途中ですが、しばらく休憩いたします。
会議の再開を10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

◇

議 長 会議を再開いたします。

次に、議案第15号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第16号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

7 番 私は基本的に賛成ではありませんけれど、県下の統一に向けてというふうなことです。県の統一はまだ数年ございしますが、それまでに現在まだこの実施をしておるところですね、精神6市町、結核35市町と書いてありますが、これらの市町がこれをなくしていくという、そういう状況を把握をしておられるでしょうか。福崎町は令和8年度からというふうなことのようですが、現在実施しておる町がいつまでやろうとしておるか、あるいは令和8年一斉に全部やめちゃうのかどうか、その点お聞かせください。

ほけん年金課長 一応県下統一の考え方としまして、令和8年度で、この精神付加金、結核付加金については終了するという事になってます。

7 番 この資料の統一の時期というふうな説明部分がありますが、令和8年度ではまだ残しておるところもあるのではないかとというふうな理解をしたんですが、そういうことではないんですね。

ほけん年金課長 令和8年度末で終了するという事です。

7 番 すいません、福崎町の分もですね、そういうふうに理解をしておったんですが、ちょっと言い間違えました。そうですね、県下統一と、もうこの年度というふうになっておるとい、改めて確認ですがそういうことですね。

ほけん年金課長 はい、8年度末で終了して9年度からはこの制度を使わないということです。

9 番 すいません。県下統一ということなんですけど、例えば今、精神に関しましては神戸市は600円とかいうことで、1割ではないんですけども、それも統一されるとい、ということよろしいでしょうか。

ほけん年金課長 国保について統一するということ、例えば精神通院医療に対して市独自でやられているものがあるとしたら、それについてはまた別ということになります。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

7 番 今の住谷議員に対する答弁をお聞きして思ったんですが、市町独自で別途条例

あるいは規則をこしらえて対応しているところもあるという、そういうふうに捉えていいんですか。

ほけん年金課長 この精神通院医療に関して、その福祉医療のような形です、助成をしているところがあるかもしれないんですけど、ちょっと確認まではしてないんですが、そういったものは一般会計の制度といいますか、そちらの福祉医療的な制度でやっているところはあるかもしれないんですけども、今回国保ではこの国保でやっている独自の制度を終了するということです。

7 番 当局でこの議案を検討されたときにですね、そういうふうな状況も他市町であるとすれば、人数からいましてですね、120人から130人、147人と、毎年精神の関係が増えていっておりますね。これだけ人数がどんどん増えていっているという状況、それからその金額等からいまして、国保はこんな形で統一されたとしても、何らかの救済の方法は別途考える意思はなかった、検討はなかったのかということと、それから社保やその他の保険はですね、どのようになっておるのかお聞かせください。

ほけん年金課長 大体の制度ということかと思うんですけども、ごくごく一部の方ではあるんですが、福崎町でもそうなんです、福祉医療の対象者であれば、8年の7月から県のほうが精神通院医療、結核の医療も県のその福祉医療制度を使えるようにするというのを考えておりました、その制度に福崎町も、条例改正は必要になってくるんですけども、乗っかっていくというようなことは考えています。ただ、その対象となるのはごく僅かの方です。

7 番 社保は。

ほけん年金課長 社保については、そういう制度はありませんので、福祉医療の制度を使えば、その社保の方も対象とすることはできるというふうには思います。

7 番 いずれにしてもですね、影響が大きいというふうに思います。福祉医療で救済されるというふうなことがですね、非常に人数が少ないということであれば、いま少し検討が必要かなというふうな気がいたします。

以上です。

ほけん年金課長 ただ、この精神通院医療というのは自立支援医療の一つなんですけども、実際、自己負担というのは1割というふうには書いてはおりますが、住民税非課税であれば、一月当たりの自己負担っていうのを、また1割より低くなるような、最大5,000円とか2,500円とかそういうような仕組みも既に自立支援医療のほうでありますので、そういったところで対応していかざるを得ないのかなというふうには思っています。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第17号、福崎町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第18号、福崎町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、質疑はありませんか。

7 番 これ次の議案になるのかもしれませんが、対象を高岡と八千種に限定しておるという、場所はですね、そういうことですが、それで他の2園をとく、あるいは私立はどうなる、利用した、そういうふうな形はできるようなことにはならないのかという、その点について、お願いします。

学校教育課長 高岡幼稚園と八千種幼稚園に限定したのは、0・1・2の受け入れる人数に余裕があるからでございます。それとあと私立2園につきましては、準備が整えば途中からでも考えたいとのことでございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第19号、福崎町立認定こども園設置条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第20号、令和7年度福崎町一般会計補正予算(第7号)について、質疑はありませんか。

2 番 令和7年度補正予算の行政改革関連でお伺いいたします。

財政調整基金の取崩し額が7年度当初予算で3億900万円が今回補正でゼロ円と、取崩し額がなしとなっております。行政改革での中期財政計画収支試算では取崩し額が1億円となっております。

そこで4点ほどお伺いしますが、まず1つ目が、最初説明がございましたが、3億900万円からゼロ円となった理由をもう一度教えてください。入札残とか交付税の増とか税収の伸びとかと説明がございましたが、よろしくお願います。

企画財政課長 一般財源ベースではございますが、令和7年度の当初予算に比べまして、3月補正で町税が4,500万円の増、普通交付税が2億2,400万円の増、前年度繰越金、雑入等が7,000万円の増などで、歳入一般財源が3億3,900万円の増となっております。一方、歳出の一般財源は約3,000万円の増となっております。歳入と歳出の差引きで申しますと、一般財源が3億900万円増加しましたため、財政調整基金は当初予算の3億900万円から皆減となっております。

2 番 ありがとうございます。行革のスタート時点で取崩し額がゼロ円となりまして、財政調整基金の残高が1億円増えております。行政改革の中期財政計画収支試算では、当初から、始まるときで額が変わっておりますので、この収支試算を変更する予定はございますか。それともこれを行政改革で大きな変更だと思いますか、いかがですか。

企画財政課長 行政改革調査特別委員会でお出ししました中期財政計画収支試算につきましては、決算ベースでの収支見込みでございます。令和7年度の決算が確定しまして、その報告を行う9月には、令和7年度決算を反映しました中期財政計画の収支試算をお出しすることが可能となっております。

2 番 分かりました。それで今回の交付税や税収増の部分を減債基金に積むとの説明がございましたが、総額では2,100万円と少しですが、財政調整基金に積まずに減債基金に充当した理由は何ですか。

企画財政課長 減債基金の積立金につきましては、普通交付税の12月再算定で、翌年度以降の臨時財政対策債を償還するための財源を措置するため、臨時財政対策債償還基金費が追加されました。このお金に利息を含めました2,122万3,000円を減債基金に積み立てるものであります。他の交付税や税収の増加分を積み立てるものではありません。

2 番 分かりました。最後ですが、決算がまだなので詳細は分からないかもしれませんが、現時点で令和7年度は黒字を見込んでおられますでしょうか。

企画財政課長 令和7年度決算を確定してみないと現在のところ分かりません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

8 番 今度、ふるさと納税の使い道のお話をですね、この補正に絡めてちょっと教えてください。

補正予算ではですね、当初1億5,000万円を見込んでおった収入を1億3,000万円と、収入が下振れするということですね、2,000万円の減額の補正というふうなことが上がっております。この2,000万円ですね、そもそもともと全額ですね、各事業に充当してらしたと思うんですが、この2,000万円分の事業というのはどのようになったんでしょうか。中止をされたのか、その辺りのところをお教えてください。

企画財政課長 詳しくは、議案第20号資料2ページに記載をしておりますが、当初予算の1億5,000万円に対しまして、3月補正後のふるさと応援基金繰入金を1億2,975万円としておりまして、実績見込みによる減や新たな財源の確保によりまして約2,000万円の充当を減額しております。

8 番 それは分かるんですが、当初ですね、2,000万円分を充当して令和7年度に事業を予定してはったと思うんですけども、それがですね、財源がなくなったらその事業を、要はそのまま実施したのか。実施をせずにですね、財源がないんだからこの事業をやめようというふうな話をされたのか、この辺りなんですね。よろしくをお願いします。

企画財政課長 言われましたとおり無理には落としておりませんで、あくまで実績見込みによる減額が主なものでございます。

8 番 今のご答弁はですね、全体で1億5,000万かかるようなところを何とか中身を圧縮して1億3,000万に収めたんだというふうなご答弁というふうにご理解をさせていただこうと思います。今後ですね、この収入がですね、思ったほど伸びないというようなときに備えて、この充当先というのはどういうふうにあるべきだというふうなお考えをお持ちですかね。その辺りお願いいたします。

企画財政課長 ふるさと応援基金につきましては、ふるさと応援基金条例に定めております6つの事業に合致する事務事業に対して充当を行っておるものでございます。基本的には臨時的な事業を優先しておりますが、旧の福祉基金充当事業のように、経常的な経費にも充当しております。臨時的経費を今後多めに充当しまして、ふるさと応援基金の歳入と歳出の実績見込みに応じて、補正予算対応をしていく予定としております。

8 番 ぜひともそうですね、そのような運営が必要かと私も思いましてご質問をさせていただきました。またですね、先ほど牛尾議員の質問の中にもあったんですが、このようにですね、収支が改善されていくというのを、どんな軸でですね、情報つかまえられるんかというところ、この辺りもですね、ちょっと一緒に説明をしていただいたらどうかなと思うんです。というのは、年度の途中でですね、思わず収支が改善するというのであれば、その年度の後半にかけて、それをですね、どういうふうに活用していくんかというような機動的な予算の使い方というのに活用できるんじゃないか、そういうふうな観点で今おっしゃったですね、答弁にありました増収とか、こういったところが何月時点で判断できるものなのか、この辺りをちょっと答弁に入れていただいただけませんか。よろしくをお願いします。

企画財政課長 例えば令和8年度につきましては、5月末には前年度繰越金が確定します。それと8月には普通交付税の当初算定が出てきますので、この大きな2つの一般

財源については、9月には把握することができることとなります。なお、税収につきましては、なかなか9月時点では把握すること難しいので、12月か3月議会での補正予算対応となります。

8 議 番 よく分かりました。ありがとうございます。

長 ほかに質疑はありませんか。

7 議 番 私もその点について聞こうと思っておったのですが、今の答弁を聞いておりますと、令和7年度については財政調整基金からの繰入れはゼロで済むだろうというのはもう少なくとも、去年の8月、9月段階では想定がついておったのではないかというふうな思いがしたんですけれども、それでよろしいですか。

企画財政課長 繰越金と普通交付税については、当初算定は8月、9月分分かるんですが、12月再算定というのが来るかどうか分かりませんでしたので、把握が3月補正となった次第でございます。

7 議 番 私が言いたいのはね、たしか行政改革の特別委員会で7年度末ですね、1億円の取崩しという、そういう財政計画の資料が出された、あれはたしか資料4番だったと思うんですけど。資料4という資料ですね、これが出されて、ここでは7年度1億円の取崩しという、そういう予算編成になっておるんですね。そういうことですから、大体想定がですね、ほぼ7年度財調取り崩ししなくてもいけるだろうという想定がほぼついておりながら、行政改革特別委員会にはですね、1億円7年度取崩しという、そういう状況のままで議論をさせたということについてはちょっと私は遺憾に思うのですが、その点についてどうなんでしょう。

町 長 私の所信表明のときにもちょっとお話しさせていただいたんですけれども、令和7年度は1億円の財政調整基金を繰り入れる見込みでしたが、最終補正では、財政調整基金からの繰入れをしない予算となりました。大きな要因は、12月の地方交付税の算定により、臨時経済対策費や給与改定費として約1億3,000万円の追加交付があったことによるものということです。この12月算定というのはあたりなかつたりですね、いつもあるものではありません。ですから今回は、たしか私が企画財政課長から報告を受けたのは12月の終わりだったと思うんです。その時点で追加交付があったということでございます。このようなケースはまれでございますので、実際私どもといたしましては、ほんと胸をなで下ろしたというところでございます。

7 議 番 先ほど来の答弁を聞いておりましたですね、私はそういう感じを持ったというわけです。仮に12月にそういう数字があったとしても、12月以降にも特別委員会はあったわけでありまして。そういう意味でですね、非常に大きな何かごまかしをされたというふうな感じがしてならないということは申し上げておきます。

それからちょっと数点お聞きをしたいのですが、文珠荘の水道関係の修理が出ておりますが、文珠荘についてはですね、もう何年も前に一定の調査をやって総合的な修理というふうなこともあったと思うのですが、改修があったと思うのですが、このようにして今回の文珠荘の水道修理が出てくる。それから当初予算でもキュービクル云々ということでたしか1,500万ですね、出ておりますね。したがって、こういった文珠荘に関するこの修理費等々が続けざまに今たくさん出てくるということについてですね、ちょっとどうかなと思うんですが、もっと早く想定がついていなければならなかったのではないかとこのように思うんです。お風呂の休止等も含めて、文珠荘の在り方をめぐって町民的にもいろいろ議論がされておるところでありますので、もう少し根本から

文珠荘そのものについての施設の在り方、あるいは状況等についてですね、検討すべきではなかったかというふうに思っております。この点についてどうなんでしょうか。

地域振興課長 町の文珠荘ですが、できてから30年以上がたっております。その中で大変古くなって老朽化もございます。来年度の予算におきましては、そのキュービクルを今まで1回も変えていないので、今回改めて1,500万の予算を取りながら更新していくというような状況でございます。文珠荘自体はこの福崎町の中に宿泊ができる、そして飲食ができる、また大広間があるということで、限られた町民の憩いのステーション、場所でございますので、それを大事にしながら今後文珠荘を継続運営していきたいというような状況でございます。

7 番 それからですね、公害対策費でマイナス180万ということですが、水質調査ということでありましたが、これはどういう部分の調査を減額をされたのかお聞かせをいただきたいと思えます。

それから水道の出資金の2,340万円ということですが、これはどういう制度で、制度の内容と、それから今後も続くものなのかどうなのかという点についてお聞かせをいただきたいと思えます。

住民生活課長 公害対策費が180万の減額につきましては、これはもう全て委託料の入札減によるものです。

7 番 入札減ですね。

住民生活課長 そうです。実績による減になります。

上下水道課長 水道の出資につきましては、総務省の繰出基準がございまして、そこです、上水道の出資に要する経費ということで項目がうたわれております。その中で水道事業はですね、管路等の耐震化に要した費用についてですね、算定表がございまして、この出資をしていただくというようなことになっております。耐震化をこれからしていく中でですね、今のところはこの出資をしていただくというようなことをこれからも考えておるところでございます。

7 番 今の耐震化に関するものですが、これは国庫とか県費とかそういうものなしに町の単独で出しなさいという、そういうふうなことになっておるんですか。

上下水道課長 基本的にはそういうことで、この出資に対しての借入れに対する交付税算入はございます。

7 番 交付税算入も含めてということであるならですね、できればこういうものは当初予算にですね、組み入れてほしいなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

企画財政課長 このたびの補正予算につきましては、水道のほうの国庫補助が要はついた関係で補正させていただいたもので、当初予算にはここは想定されなかったために補正予算対応としております。

7 番 今、水道課長ですね、答えで交付税つきの町の単独といいますか、そういうものだというふうにお聞きをしたので聞いたわけです。

企画財政課長 この耐震化事業については、国庫補助金がございます。それと水道課でも起債をしまして、その残りに対して、うちは一般会計から出資債ですね。要は補助残ですね、国庫補助と起債、水道起債、その残りに対して出資を行っているものでございまして、耐震化部分に対する一般会計の出資金でございまして、交付税算入は50%となっております。

7 番 そういうものをですね、できるだけ当初予算でですね、見込んでいくということにしてもらいたいなというふうに思うんです。経営計画等からずっといきましてもですね、全て大体町民の料金負担にかかってくるように、最後はつなが

りますので、計画的に物事が考えられるようにですね、当初予算に考えていてほしいなというふうに思っております。

企画財政課長 先ほども申しましたとおり、水道事業で国庫補助が途中ですね、増額で国庫補助がついたということで補正をさせていただいたものでありまして、当初予算からこの金額ではなかったのが補正対応とさせていただきました。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第21号、令和7年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第22号、令和7年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第23号、令和7年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第24号、令和7年度福崎町水道事業会計補正予算(第2号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第25号、令和7年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第3号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第26号、令和7年度福崎町下水道事業会計補正予算(第2号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

議案第27号から議案第33号までの議案は、令和8年度予算についての議案であります。質疑は大綱にとどめ、詳細な点については委員会で質疑をいただきますようお願いいたします。

それでは、議案第27号、令和8年度福崎町一般会計予算について、質疑はありませんか。

6 番 大まかな大綱になるかちょっと分かんないんですが、予算に関する概要書の12ページ、数値的には大まかな数字ですんで質問させていただきます。

ここで、下の表で財政調整基金の推移がずっと書いてありまして、令和7年度は先ほどからの説明があったように、プラス1億で、基準としては9月と11月の行革での収支試算表から1億円プラスになって9億8,000万になっているんですが、来年度最終の残高予想が8億900万として、これまでの9月、11月の報告9億3,700万から1.3億円減っている理由はどういうところでしょうか。大まかなところで結構ですんで、その要因をお願いします。

企画財政課長 行政改革調査特別委員会でお出しした中期財政計画の収支試算につきましては、

こちら決算ベースになっております。それでこの概要書の12ページの令和8年度見込みについては、予算ベースとなっておりますので、1億7,000万ほど今回取崩しを行いますので、それを加味した金額となっておりますので、決算ベースでいいますと、この財政調整基金が繰入れがなくなるかもしれないということでこの差は出ております。

6 番 その基準、ベースの違いということで、最終的にはまたこの数字が、当初の行革の9月、11月の収支試算に近くなる可能性が高いぐらいな感じでしょうか。
企画財政課長 はい、そのとおりでございます。令和7年度につきましても決算が確定しましたら、もう一回この収支試算をやり直しまして、7年度決算を含めた収支見

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第28号、令和8年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、質疑はありませんか。

7 番 予算そのものがですね、国保税等の県からのその数値を基にしてつくられておるということでありました。しかし、財政調整基金が6,000万というふうな段階になれば、来年度の税率変更についてやというふうな話がありました。その点についてはですね、さきの国保運営協議会でも説明を聞いておりますので、新たな子ども支援の負担金以外の税率は変えないというふうなことで、予算とはちょっと違うけれどもという、そんなふうなことだったと思うんですが、改めて確認をしておきますが、そういうことでよろしいでしょうか。

ほけん年金課長 運営協議会でもそのように説明をさせていただいております。最終的には5月に決算の見込み、それから所得の状況を見てということになります。おおむねその方向では思っております。

7 番 それから、高額療養費の関係、そしてOTC関係というふうに言われております。今年の医療制度の国のほうで検討されておる問題ですが、これらについてはその影響額は金額としてどの程度見込まれておるのでしょうか。

ほけん年金課長 国保に関しましては、この分については現在予算の中では反映しておりません。県の納付金の中でも反映はされておりません。

7 番 そうですか。たしか運営協議会のときにはそんなふうな、反映しておるといふふうな話だったというふうに理解をしておりました。私が質問して、そういう答えだったと思いますので、改めて本会議での確認ということになっておるんですが、全く計算されていないと。それで改めて国のほうで決定をすればですね、その分が影響してくるといふふうに考えてよろしいですか。

ほけん年金課長 国のほうでまだこれが決定になっていないので、国保に関しては、県はその数値を試算していない状態で納付金を算定してきています。納付金に関しては、この制度が実行されたとしても、8年度の納付金に関してはこれによって変わることはありません。

7 番 納付金ではなしにこの医療費についてはですね、医療費支出についてはどの程度見込まれておるのかということでございます。

ほけん年金課長 その納付金を計算するのに県は医療費を見積もってそこから納付金を算定してくるわけなんですけども、その医療費については、県は試算に含めていないということで、町としても試算には含めていません。ただ町の会計としては、この制度によって医療費が上がる下がるがあれば、それは補正予算で対応していくということになります。

- 7 番 その影響ですね、高額療養費関係とかOTC関係で被保険者にどのように何人ぐらい、あるいは金額どのように影響してくるかというふうなことは検討されたりしておりますか。
- ほけん年金課長 今のところはまだそのような試算はしておりません。
- 議 長 ほかに質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第29号、令和8年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第30号、令和8年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第31号、令和8年度福崎町水道事業会計予算について、質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第32号、令和8年度福崎町工業用水道事業会計予算について、質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第33号、令和8年度福崎町下水道事業会計予算について、質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
議案第34号、福崎町道路線の廃止及び認定について、質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
以上をもって、本定例会に付議されました全ての議案に対する質疑を終結いたします。

日程第3 特別委員会の設置

- 議 長 日程第3は、特別委員会の設置であります。
本件を議題として、お諮りいたします。
議案第27号から議案第33号までの計7議案は、令和8年度の一般会計をはじめ、各特別会計及び企業会計の予算であります。令和8年度の各会計の予算審査については、議長を除く議員を委員とする予算審査特別委員会を審査終了まで設置したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。
各会計の予算審査については、予算審査特別委員会を設置し、この委員会で審査することに決定いたしました。
重ねてお諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、福崎町議会委員会条例第7条の規定により、議長が議会に諮り指名することとなっております。議長が指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
それでは、指名いたします。

1 番	中田貴子議員	2 番	牛尾成利議員
3 番	牛尾雅一議員	4 番	大住文子議員
5 番	三輪一朝議員	6 番	吉高平記議員
7 番	小林博議員	8 番	田中康智議員
9 番	住谷庸子議員	10 番	北山智恵議員
11 番	前川裕量議員	12 番	城谷英之議員
13 番	植岡茂和議員		

以上、13名を指名いたします。

ただいま指名いたしました13名を予算審査特別委員会委員とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしました13名を予算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

なお、特別委員会の委員長及び副委員長については、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することとなっておりますので、委員会において互選をお願いいたします。

日程第4 委員会付託

議 長 日程第4は、委員会付託であります。
議案第6号から議案第34号までをそれぞれの委員会に付託いたします。

議案第6号は、民生まちづくり常任委員会に、議案第7号から議案第11号までは、総務文教常任委員会に、議案第12号から議案第17号までは、民生まちづくり常任委員会に、議案第18号から議案第20号までは、総務文教常任委員会に、議案第21号から議案第26号は、民生まちづくり常任委員会に、議案第27号から議案第33号までは、予算審査特別委員会に、議案第34号は民生まちづくり常任委員会に、以上のおり付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、総務文教常任委員会は8件、民生まちづくり常任委員会は14件、予算審査特別委員会は7件、以上29件をそれぞれの委員会に付託いたしますので、よろしく願いいたします。

日程第5 議員派遣

議 長 次の日程は、議員派遣であります。
お諮りいたします。
議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第12

9条の規定に基づき、配付しております議員派遣のとおり派遣することにした
いと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議

長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、配付しております資料のとおり派遣するこ
とに決定いたしました。

以上で、本定例会の2日目の日程は全て終了いたしました。

次の定例会3日目は3月18日午前9時30分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前11時33分